

個人情報に関する特記仕様書

個人情報に関する特記仕様を次のように定める。

(個人情報の保護に関する法律の遵守)

第1条 泉大津市（以下「委託者」という。）と本契約を締結したもの（以下「受託者」という。）は、個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）及びその他関係法令等の趣旨を踏まえ、法の規定を遵守しなければならない。

(再委託等の禁止)

第2条 受託者は、本契約に関する業務（以下「当該業務」という。）を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(秘密の保持等)

第3条 受託者は、当該業務の履行上知り得た秘密を保持しなければならない。

2 受託者は、法第2条に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、紛失、き損、改ざん等の防止をしなければならない。

(目的外利用の禁止)

第4条 受託者は、個人情報を当該業務の履行の目的以外に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 受託者は、個人情報を複写及び複製してはならない。

(報告義務)

第7条 受託者は、個人情報に関する業務の履行において事故が発生した場合、委託者に遅滞なく報告しなければならない。

(立入検査)

第8条 受託者は、委託者が個人情報の管理状況を確認する等立入検査が必要であると認めるときは、当該検査を受けなければならない。

(提供資料の返還義務)

第9条 受託者は、当該業務の履行のため委託者から提供を受けた資料は、委託者に返還しなければならない。

(是正勧告)

第10条 委託者は、受託者の個人情報の取扱いが不適正であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。